

株式会社発生史論の問題点

鈴木, 芳徳

<https://doi.org/10.15017/2920540>

出版情報 : 経済論究. 14, pp.61-77, 1964-10-30. 九州大学大学院経済学会
バージョン :
権利関係 :

株式会社発生史論の問題点

鈴木 芳 徳

現代における顕著な企業形態は、株式会社である。その株式会社の内実を、理論的に把握し、金融資本との関連を問おうとするとき、株式会社の史的発展が検討すべきひとつの課題であることに気づくのである。株式会社制度自身が、歴史の産物である以上、歴史の契機をとりいれることによってのみ、その本質はあきらかとなる。本稿が株式会社発生史を検討してみようとするゆえんも、またそこにある。もとより、直接に金融資本の解明と結びつくものではない。そのため、ひとつの準備階梯にすぎぬ。また、本稿が対象とするのは、英国の事例のみに限られていることも、あわせて付言しておきたい。

—

株式会社発生史における従来の通説ともいうべき見解は、株式会社の成立を、英国東印度会社の発達史の中に求めるものである。W.R. Scottが1912年に著した、*The Constitution and Finance of English, Scottish and Irish Joint-Stock Companies to 1720* (Cambridge Univ. Press, 1912) が、そうした結論に接近していることは良く知られており、また、このスコットに依拠されつつ自説を展開された大塚久雄氏の「株式会社発生史論」(有斐閣、昭和13年、のち中央公論社、昭和29年)は、その点を一層明確にしたものであるといえよう。大塚氏の結論は、次の一句によく示されている。

「チャールズ二世の治下において、東印度会社はあらゆる点において近代的株式会社の諸特質を完備するに至ったのである。」(中央公論社版、56ページ、以下この版による。)⁽¹⁾

しかし、いま例えば、民事法学辞典上巻(有斐閣、昭和35年)の『イギリス会社法』の項(道田信一郎氏執筆)をみると、そこでは若干異った理解が行な

われていることを知るのである。

「会社制度の種子は、すでに17世紀以前に存したが、最初の会社立法は、投機熱の抑制を狙って法人格なき株式会社の設立を抑制せんとした1720年の泡沫法であった。」「19世紀におけるイギリス資本主義経済の先進的發展は、1844年、1855年の立法による会社制度によるよりも、それ以前において栄えていた法人格なき会社ないし組合に負うものであって、19世紀中葉のこの二つの立法は、法人格なき会社ないし組合に、法人格と有限責任とを与えたものであった。」

すなわち、ここでは英国東印度会社等の特許会社について語ることを避け、むしろ法人格なき会社⁽²⁾の史的発展に焦点はあわされているのである。しかし、こうした思考は決して目新しいものではない。

1931年に執筆された、H.A.Shannon の論文 “The Coming of General Limited Liability.” においても、同様の趣旨がのべられていた。

「商事目的のための、ジョイント・ストック・カンパニーは、英国においては、少なくとも、1553年以来は存在している。スコット博士は、その1720年までの歴史をわれわれに示した。しかし、その歴史は、……特定会社についての歴史であって、一般的動向なのではない。一般的動向は、或る種の経済的・法制的変化が起つてのみ生じうるのであった。経済的变化とは、産業・商業および運輸における18世紀後半の大変化であった。……法制的変化とは、カンパニーの事件について、パートナーシップの法律が、コーポレーションの法律によってとって代られることであった。」 (Essays in Economic History, Edited by E.M. Carus-Wilson, 1954, p 358) シャノン⁽²⁾は、スコットの取り扱った部分は特定会社の歴史であるとして、むしろ株式会社の史的発展から意識的に脱落させ、1720年頃から胎頭してくる法人格なき会社の展開こそ、一般的動向であるとして、これに主眼をおくのである。

こうした見解は、若干異った見地からではあるが、B. C. Hunt もまた採るところである。勿論、ハントの場合には、その著書の表題が “The Development of the Business Corporation in England, 1800~1867” (Harvard Univ. Press, 1936) というのであるから、当然、時代的に限定されているのではあ

るが、かれの主張は、次の一句に明瞭に示されている。

「株式会社設立の自由は、根強い遍見、広般な誤解、および恐怖さえをも相手とする、長期にわたる、はげしい斗争ののちにはじめて獲得されたものである。」(p.6)

ハントにあっては、東印度会社等の特許会社の発展から単線直接的に現代株式会社へと発達したのではないことが主張され、むしろ旧来の特許会社の存在が、新生の株式会社の発達にとって阻害要因とさえなったこと、両者の対立抗争、その中での学説史的・思想的展開の諸相が描かれているのであった。むしろ、東印度会社等の特許会社と、19世紀以降の株式会社との、対立・断絶の面がとりあげられているのである。⁽³⁾

- (1) 大塚久雄氏と同様の視角に立つものとして、西村孝夫「イギリス東インド会社史論」(大阪府立大学叢書、昭和35年)、および田中豊治「独占体系の解体」(「西洋経済史講座」第五卷所収論文、岩波書店)がある。
- (2) 法人格なき会社については、さしあたり、武市春男「イギリス会社法」(国元書房昭和36年)19ページを参照。
- (3) これにやや近い接近を試みるものとして、A. B. Dubois, "The English Business Company after the Bubble Act, 1720~1800" (New York, 1938) がある。

さて、以上見て来たように、英国における株式会社の発生史に関する議論には、二つの異った系譜がある。第一は、17世紀の東印度会社等の特許独占の性格の濃い、前期的商業資本を内実とするものを中心とする議論であり、第二は、18世紀以降の法人格なき会社に端を発し、漸次にその權益を獲得してゆき、ついに特許会社における法人と実質上かわらぬだけの權益を獲得して、最後には、1844年法以降の一連の会社法を獲得する、いわば近代的産業資本をその内実とするものに焦点を合わせた議論である。前者と後者とは、特許主義と準則主義、独占と自由、前期的商業資本と近代的産業資本等々の対立点をもつことは、一見してあきらかである。だが他面では、いずれにあって、ひとしく株式会社と一般に呼ばれる企業形態をとり、資本の集中が行なわれていることにはかわりはない。また、前者において示された法制上の手続きや制度が、後者に大きく影響したこともまた確かである。前者と後者との、同一性と差別性、前者から後者への連続性と不連続性こそが、問われねばならぬ課題であ

る。両者のあいだの相互関係を考慮することなしに、株式会社発生史ないし発達史を語ることは、許されぬであろう。特許会社の歴史を研究するさいにも、後者への配慮がたもたれねばならぬことであるし、また後者の発展を説くにさいにも、前者との関連が、まず問われねばならない。

二

しかし、それにしても、大塚久雄氏が、1662年の東印度会社等特許会社において、近代株式会社が成立したとしておられるのは、どう理解されればよいのだろうか。

もし、大塚氏のいわれるように、1662年に近代株式会社が成立したとされるならば、すでに述べたような二つの議論の系譜のごときを、とりたてて論ずることもないことになる。株式会社という形態そのものが17世紀に完成し、あとはそうした形態をささえる内実としての資本が、いろいろと変ったにすぎないことになるからである。

そこでまず、大塚氏の見解を整理してみよう。大塚氏によれば、こうである。

従来から、ジョイント・ストック・カンパニーを株式会社と解しうるかどうかについて議論があり、これを肯定するものは、英国における株式会社の起源を1553年のロシア会社に求めるか、またはイギリス東印度会社において第一次合本が形成された1613年にこれを求める。

これに対して大塚氏は、株式会社成立の指標をたずね、次の四項を掲げられる。それらは、(1)全社員有限責任制、(2)会社機関の存在、(3)譲渡可能な等額株券制、(4)確定資本金制と企業の永続性、である。そして、これら諸指標の中で決定的指標は、有限責任にあるとされて、ジョイント・ストック・カンパニーは株式会社ではない、と明言されたうえで、1662年の「破産者にかんする布告の条例」(An Act declaratory concerning Bankrupts)における全社員有限責任制の容認こそ、英国における株式会社の成立を示すものとしておられる。

大塚氏のことばを引いておこう。

「王政復古は、一見単なる復古にみえて本質においては決してそうではな

く、政権より脱落したのは特にヨーマンリーであり、而してこれに資本主義的地主が代ったのみであって、プロテクトレート制によって拓かれたブルジョアの発達の途は閉ざされるどころか却って一層完からしめられ、英吉利資本主義は洋々として展開を開始した。」(565 ページ)ここに近代資本主義の基盤はすえられ、「チャールズ二世の治下において東印度会社はあらゆる点において近代株式会社の諸特質を完備するに至ったのである。」(566 ページ)⁽¹⁾

(1) この見解は、田中豊治「独占体系の解体」(前掲)においてうけつがれている。

さて、大塚氏の見解を整理すれば、(1)株式会社成立のメルクマールは、有限責任制の成立である、(2)しかるに1662年の条例は、有限責任制の成立を示す、(3)したがって、1662年に近代株式会社は成立した、ということになる。

有限責任をもって近代株式会社成立のメルクマールとする点については、周辺への十分な配慮さえ怠らなければ、さして異とするに足らぬ。すなわち、株式会社制度は、資本集中のための方法であり、これを基礎として、資本の商品化、譲渡可能株券の成立、譲渡の社会的規模での広範化がこれにつらなり、こうした経済的諸条件の法律的成果・結実として有限責任制は成立する。下部から上部へと相互に関連し、照応する一連の規定であって、その限りにおいて有限責任制の確立は、資本の商品化、資本の集中等々に照応する。しかし、宙に浮いた有限責任制など、ありはしない。他のものと切り離されての有限責任制を考え、これが抽象的独自の完成してゆくなどと主張することではない。法制が独自に有限責任を完成させ、株式会社という形態が、他の経済的諸条件とは全く別個に完成されるなどと、考えることはできない。そうした法技術のもつ相対的に独自の性格があることはたしかであるが、その経済的諸関係との照応の関係への配慮を怠っては、その歴史的意義は見失われよう。⁽²⁾

(2) このころの株式会社は、「近代的」の名を冠して呼ぶに値しない、との主張が馬場克三教授によってなされている。(馬場克三「株式会社発展史覚え書」、黒沢清、柳川昇編「原価及び原価管理の理論」所収)また、株式会社成立の指標については、馬場克三教授「株式会社論に関する覚え書」(九州大学経済学研究、第28巻2号、2ページ)において、ふれられていた。

さて、大塚久雄氏は、1662年の「破産者に関する布告の条例」が、有限責任制度の確立を示すものと断定されているのだが、果してそうであろうか。

この条例は、「何人たりとも、東印度会社、ギネア会社、および漁業会社に、なにほどかの額の貨幣を出資するものは、破産法の下における商人とみなされることなし。」という条項をもつ。

これについて、W. R. Scott の書物は、次のように注釈している。

「復古時代の会社にかんして最も注目すべきは、1662年の条例である。これは、東印度会社、アフリカ会社および漁業会社の株主のために、一種の有限責任を創り出した。これらの企業への出資者は、上掲のどの会社によれば、それが万一損失をひき起した場合に、それだけ (pro tanto) は破産法に従わなくともよいということを知定したのである。この法令の効果により、株主は、その株式の未払込分についてのみ支払いの責任が問われることとなり、こうした立法が、法人格なき会社やシンジケートにとって不利であったことは明らかである。」(スコット、前掲書、第一巻、270ページ)

大塚氏は、もっぱらこのスコットの見解に依拠されて、自説を展開されているのであるが、こうしたスコットの見解そのものについて、すでに反論のあることが注意されねばならぬ。

W.S.HoldsworthのA History of English Law. (9Vols, London, 1922~⁽³⁾26) は次のように述べている。

「私は、スコット博士が、或る特定の〔会社の〕株主に対する破産法の適用を免除したこの法律をもって、有限責任に等しいとされることには、賛同しがたい。それは単に、かれら株主が商人とはみなされえないということ、従って破産させられえないということを示述しているにすぎない。」(ホールズワース、上掲書、第8巻、205ページ、また237ページ脚注をも参照。)

いま、この点をより詳細にのべているリトルトンの「会計発達史」(片野一郎訳、同文館、昭和27年 A.C.Littleton, Accounting Evolution to 1900, New York, 1933) によって、1662年の条例の制定前後の事情をあきらかにしてみよう。

当時の破産法は、ヘンリー八世の法律(1542年)にあらわれている。

「他人の財貨を狡猾な方法で手に入れ、急に人の知らぬ土地へ逃げてしまおうとか、或いは、家屋を占有しながら家賃を払う意志がない……というような場合には、大法官は見つけた財産を差し押えてこれを売却し、かつ、これを債権者間へ見積りにより分配することができる。……しかし、債権者の未決済部分については依然として債務者に対して権利を有する。」（34 Henry VIII c. 4）

エリザベスの法律（1570年）は、これを次のように補足し、あらためた。

「商品売買をする商人が、債権者を欺き、またはその債権を妨げる意図をもって家を占有し、もしくは国をはなれ、もしくは免罪区域に逃げ、もしくは適法に逮捕され、もしくは法律の保護をみずから奪われる場合には、これを破産者とみなす。」（13 Elizabeth c. 7）

このように、破産法は、詐欺的な商人の私有財産に対する債権者の権利を認めて来た。そして、以上の破産法の規定についての除外例が、既に掲げた、1662年の「破産者に関する布告の条例」なのである。

以上のいずれの場合にも、破産するものは会社ではなく、商人であることに注意されたい。リトルトンという。「1662年の法律は、東インド会社の株主であった John Walstenholme 卿という人に対する 1653年の破産判決を破棄する意図をもって成立したものであった。だから、これより先き John 卿が破産者と判決されたことでこの人の株を没収する企てがあったのかも知れないし、或いはまた、会社資産の所有者としての株主に対する起訴を通じて会社の資産に手をのばそうとする企てがあったのかも知れない。いずれにしても、東印度会社が破産者であったというのでもないらしいし、この事件の原告が株主の私有財産に請求権をもとうと企てた会社債権者であったというのでもないらしい。この1662年の法律は、事実上、ジョイント・ストック・カンパニーの株主のために一種の有限責任を作り出していたのであるが、この法律が登場した事情は右のようであったのであるから、結局、この法律は株主の有限責任を規定するという目的を達成するものではなかったことになる。」（リトルトン、前掲書、片野訳306～362ページ）

また、ホールズワースもいう。

「1692年の法人設立の請願書にみられる次のような形式は、当時一般的に行なわれたものである。すなわち『法人設立によらなければ、合同資本の調達は不可能であります。けだし、かかる事業が、万一パートナーシップ定款だけで営まれたとすれば、その資本は数人の組合員の特定の個人的債務についての責めを負わされ、またその何人かの破産によって形をとどめぬまでに引き裂かれてしまうであらう』 というのである。」（ホールズワース、前掲書、203ページ）

そこでは個別構成員の責任と法人の責任との区別が語られてはいる。しかし、個別構成員の破産と、それについての法人財産との関係が問題とされている以上、有限責任とは全く無縁のものでしかない。リトルトンはいう。「『有限責任』という用語は、会社資産が不十分であって自分が損失をこうむるおそれのあることを債権者が知っていても、株主が応募額を全額払いこんでしまった後においては、債権者は株主の私有財産に手をのばすことができないという点に条件づけるべきである。債権者に対する株主の責任という問題が、これほど早い時代に登場していたかどうかは疑問である。」（リトルトン、前掲邦訳、362ページ）

かくてわれわれは1662年の「破産者に関する布告の条例」をもって有限責任制の確立を主張するスコット、およびその著書に依拠せられた大塚氏の見解に、同意することはできない。ホールズワースのいうように、それは単に破産法の手続き上の一部修正を意味するにすぎぬと考えたほうが事実に近いように思われる。

- (3) Holdsworth の見解にふれたものとして、次のような書物がある。大隅健一郎「株式会社法変遷論」（有斐閣、昭和28年）、星川長七「英国会社法序説」（頸草書房、1960）、本間輝雄「イギリス近代株式会社法形成史論」（春秋社、1963）、またこれと関連して、角山栄「産業革命の起源をめぐる問題点」（経済理論、60号、103ページ）を参照。

以上のようにして、われわれは、1662年の条例が有限責任制を規定したのではなく、これをもって分水嶺とすることは出来ぬということを知ったのであるが、それでは、この1662年条例を離れて考えてみた場合、今日的意味での有

限責任が、当時どの程度まで成立していたのであろうか。

リトルトンもいうように、「株主の会社債権者に対する有限責任の關係は、純粋に法律上の觀念である」（前掲邦訳，362ページ）はずであり、また有限責任という概念は、ほんらい法人団体には、潜在してそなわっていたものであろう。従って、そうしたものを掘りおこす努力が法律学者の手でなされることにより、事態の推移よりはかなり先行して、その觀念そのものは、断片的にもせよ、あらわれうるであろう。ホールズワースによると「個別の構成員が、法人のなせる債務を弁済する義務をもたぬことは、はやくも19世紀に明らかにされていたのであって、それは17世紀後半に、若干のしゅんじゅんののち、結局、承認された」（Holdsworth, 前掲書，203ページ）のである。すなわち、このころ対外的には、個別構成員と会社との責任は分離されつつあったのであり、これに対する例外は、たとえばイングランド銀行の設立を定めた制定法のように、会社が120万ポンド以上の債務を負う際には、個別構成員は、個人的に責任を負うべし、というような特別の制定法が必要であった。

けれども、対外的にはそうであっても、対内的には必ずしもそうではなかった。株主は会社によって彼等に課せられた額を支払う責任を負っていた。こうした追徴 (leviation) の権限は、これらの会社の特許状の中で、重要な位置を占めていた。（例えば、Scott, 前掲書，第二卷，47, 48, 59, 66, 88, 366, 367ページ）したがって、もし債権者が＜会社はその成員より追徴すべし＞という趣旨の命令を裁判所から得たとしても、債権者は、その債務を充たすだけの額を個別の成員に、間接的に、責を負わせうるにすぎない。一種の代位によって、債権者は会社の権限をその構成員に対して行使しうるのであり、個人に支払わせうるのである。

しかし、ここに注意しなければならぬことは、構成員より追徴する権限が会社に存在するかどうかによって、債権者の個別構成員に対する権利の存否はきまるわけで、もし、事実上、会社にかかる追徴をなす権限がないのなら、債権者は、その代位取立権を失うことになる。このことは、会社構成員の責任を、会社と会社構成員との間の契約によって定める、という結果をもたらした。その契約は、一定額以上の支払を求められても、出資者はその責を負わぬ旨のも

のであった。たとえば、Mosquito Islands Companyの出資者は、1000ポンドまで追徴に応じたときは、それ以上は追徴をうけぬことを選びえし、また、Million Bankの株主は、その出資を限度としてのみ、その責に応ずべきことを約束されていた。(スコット、前掲書、第一巻、228、344ページ)そして、こうしたことが、一般的に行なわれ、かつ有効であったことは、イングランド銀行の株主の責任にかんする1694年の制定法のうちから推定できる。それは、特定の場合に、出資者と会社とがいかなる合意をもっていたとしても、特定の債務の責に個人的に応ずべきことをわざわざ規定している。

ホールズワースは、あらまし以上のように考えて、次第に有限責任制が、会社の責任とその成員の責任の分離として、定まってゆく方向にあったことを述べているのではあるが、それは、あくまでも、会社と出資者との個別的内部的契約として定められているにすぎない。一挙に社会的規模での有限責任制の確立を⁽⁴⁾といているのではない。それは、間接無限責任と呼ばれることがらの内部での、有限責任制への接近である。したがって極端に考えれば、成員の支払能力と意志さえあれば、その責任は無限ともなりえたわけであり、それが実際上は、かなり制限されて来たというにすぎない。1673年に、特許状によって認められないかぎり、会社債権者は自己のために会社に追徴させる権利をもたない、とする判決があった。(Dubois、前掲書、99ページ)こうした有限責任への漸次的接近が株式の流通ということと結びついていることについては、大隅健一郎氏が、すでに指摘されていた。(「株式会社法変遷論」昭和28年、有斐閣 39ページ)

以上、ホールズワースにその大要を得ながら考察して来たことの結論は、次のようになるであろう。

第一に、すでにあきらかなように、1662年の条例は、有限責任制とは、むしろ縁遠いものであるということ。第二に、当時は追徴の問題が、個別会社の内部的契約にゆだねられていたという意味で、有限責任制への第一歩をふみだしたとは言えても、その社会的一般的確立を説くには、未だ未成熟な状態にすぎなかったこと。この二点である。

かくて、スコットないし大塚氏のいわれるように、1662年の条例をもって、

決定的分水嶺とすることは出来ず、大隈健一郎氏の言葉を借りれば、「実際上は、追徴は容易に行なわれず、会社の理事者もこれを強制する意志と実力とをもたない場合が多く、一般人の法意識においては、株式譲渡の頻繁化とあいまって、漸次株主有限責任なる観念が形成されつつあったと考えられる。」というほどのことしか言えないことになるであろう。ここで一挙に有限責任制度の確立をとくには、あまりにも歴史的にも早きにすぎよう。1855年の **Limited Liability Act** へと向って進む、歴史の第一歩がはじまったというにすぎない。

- (4) 間接無限責任については、大隈健一郎、前掲書、38ページ、星川長七、前掲書、214ページ、本間輝雄、前掲書、21ページを参照。

三

実証的にはひとまずそうであるとして、理論的にはどうであろうか。

そもそも、東印度会社のごとき「前期的」商業資本において、「近代的」株式会社が成立しうるであろうか。「前期的」資本の集中が、「近代的」株式会社をつくりだすであろうか。

まず、前期的資本とは、何であろうか。K. マルクスは、資本主義的生産様式に先行する諸生産様式のもとにおいては存立する資本の形態、すなわち高利資本と商人資本とを、資本の大洪水前的形態 (**Antediluvianische Form des Kapitals**) と名づけたが、わが国ではこれを「前期的資本」と呼び慣わしている。この前期的資本は、資本の生産過程を欠くという点で、近代的産業資本とはきっぱりと区別される。

前期的資本としての商人資本が手に入れる利潤は、購買と販売の差額として、流通過程の内部から取り出される「譲渡利潤」にすぎず、欺瞞と商略から生ずるものにすぎない。したがってそこには、蓄積の社会的法則性などは、あはしない。

また、高利資本にあっては、その貸借はおおむね消費貸借であり、その活躍の基盤は貨幣経済の未成熟にあった。利子率についても、借手の支払能力のほかには、なんらの制限もない。高利資本もまた、前期的商人資本とひとしく、

資本にほんらいの蓄積方法とは無縁の存在でしかないのである。

さらに、こうした前期的資本の営みは、「初期独占」として知られる独占をつくり出した。前期的資本のあいだでの競争は、譲渡利潤にもせよ、その利潤を消失させかねないので、自由なる競争を排除しようとするのである。こうした独占の、もっとも良く知られた例が、英国東印度会社であった。それは、(1)買占の独占としての商業独占と(2)法人格の特許独占という二重の意味をもっていた。独占的特許的前期的な会社であったわけだ。もっとも、そこでの競争、独占は、現在のそれとは異なるものであることに注意しよう。ここでの競争も独占も、資本の生産過程によって、つまりはほんらいの蓄積によって規定されたものではない。近代的産業資本の基本論理たる自由競争によって、解体されるべきものなのであった。

このような前期的資本のもとで、近代的株式会社制度が展開しうるのであろうか。ひるがえって、株式会社を考えてみよう。マルクスによれば、株式会社は資本集中のための方法(Verfahren)であり、そうである限り、資本蓄積の論理を前提とするはずのものである。ほんらいの集中は、したがってまた、ほんらいの株式会社は、蓄積の論理を歴史的にも論理的にも前提とせざるをえない。前期的資本における集中ないし株式会社と、近代的産業資本が社会的に確立したのちの集中ないし株式会社とは、区別されねばならないのである。

しかも、株式会社が成立するためには、資本の集中に加えて、信用制度の成立が前提されねばならぬ。産業資本の営む再生産と、そのうえにたつ信用制度の体系が、前提されねばならぬ。信用こそは、集中のための質杆(Hebel)であり、信用制度こそが個人企業から株式会社への移行のための主要な基礎をなすのであった。ここにいう信用制度とは、いうまでもなく近代的信用制度であり、それは高利資本の打倒ののちに、現われたのであった。「産業資本が利子うみ資本を自己に従属させる真のし方は、自分に独自の形態——信用制度の創造である。」(Mehrwert, III, S. 541, 改造社版全集11の532ページ)株式会社の成立のためには、高利資本の打倒と信用制度の成立が前提されねばならぬのである。

以上述べ来たところを総合するに、元来、資本の生産過程を欠き、ほんら

いの蓄積の論理を欠く前期的資本には、株式会社のほんらい的成立のための諸条件が欠けているのであり、したがって、前期的資本にあっては、集中という概念すら、かなり限定された意味のものとなるほかはないのである。

だが、大塚氏自身は、こうした点をどのように処理されたのであろうか。大塚氏の論文「初期資本主義における所謂独占について」（「近代資本主義の系譜」（上）昭和26年、弘文堂）では、そのことが、次のようにのべられていた。

まず、資本の集積については、

「集積とは、形式的にみれば、個別資本の自己自らの蓄積による価値額の増大である。ところで、前期的資本の場合、この価値額増大の内容的契機をなすところのものは、何であるかといえば、地方間的分業、商品生産の進展に基づく前期的市場としての流通領域の拡大、而して前期的資本の仲立的媒介の拡がり、と前期的利潤抽出の可能性の増大、これである。」「こうして、前期的資本の集積と本来の資本（産業資本）のそれとの範疇的相違は極めて明瞭である、」（10ページ）なぜなら、本来の資本集積は、「資本制生産」の規模の拡大を意味するものだからである。

つぎに、資本の集中については、

「右のように前期的資本の集積は、その内容が本来のそれと根底的に異なるにしても、形式的にはとにかくその個別資本の価値額の増大として現象する。而してその事からして、集積と区別された意味での集中を……よび起すこととなる。」「その集積が本来の、産業資本における集積と範疇的に区別さるべきことは前述の如くである。それにも拘らず、この際注意すべきは、集中それ自体、即ち集積と区別せられる限りにおいての集中は、一応基礎過程より遊離した、その意味で単に形式上の『機能資本の配分上の変化』にすぎないのであるから、集中における資本の結合形態（企業形態）はその外形惑いは形態にのみ着目すれば、基本的には一応本来の資本の集中形態と弁別すべき点を見出さない。これこそ、例えば集中形態たる会社企業形態がまずこの前期的資本の地盤において発生し且つ法制的に客観化され、しかるのち本来の産業資本の集中形態として移植せられ、その機能を果しつつづけている所以である。」（74ページ）

傍点は引用者)

資本の集中なる概念は、「基礎過程より遊離」した「形式上の」、「外形」ないし「形態」として考えられる限りにおいては、前期的資本の集中も「一応」本来の資本の集中と異なるところはないとされるのである。

ここで述べられている、集積・集中なる概念の形式化にし、前期的集積・集中と本来集積・集中との形式的同一視にし、それは、大塚氏の慎重な留保にみられるように、「一応」のものであり、「大体において」のことにとどまるべきであった。しかし、行論の勢いは、当初の慎重な留保に反して、前期的集中と本来集積・集中との形式的同一視に向うことになった。その同一視が、絶体化さるべきものでないことについては、さらに周到な配慮がなされてもよかったように思われる。

こうした前期的集中と本来集積・集中の同一視のうえにたって、前期的株式会社と本来集積・集中の株式会社（とかりに名づけるとして）との同一視が可能となった。大塚氏は、次のように書いておられる。

「……かかる **Joint Stock Company** が爾後約二世紀の間、前期的資本の集中形態としての機能を果しつつ、十九世紀後半まで伝えられた。ところで、十九世紀後半といえ、英吉利が既に産業革命を完了し、重工業を中心として、本来の〔産業〕資本の集中が、いやましに高まりゆかんとするその時であり、産業資本は既に自己の高度な集中形態を要望しつつあった。そこで、原始的蓄積の役割を果した商業資本の前期的集中形態が今や産業資本の集中形態として移植せられ、一般的に採用されることとなった。」（「株式会社発生史論」573ページ）

株式会社は、「移植」され「採用」される外面的形式である、とのべられている。しかし、ここでは、当初慎重にも配慮せられていた、前期的集中と本来集積・集中を同一視することについての、あの留保は、どこへ行ったのであろうか。この「移植」や「採用」に言及する際にこそ、二つの集中の差別に触れるべきではなかったのか。株式会社という企業形態が、そこで「移植」され、「採用」されたことそのものを否定しようというのではない。そこでの「移植」なり「採用」なりの歴史的意味や相互の位置づけが観過されているように

思えてならぬのである。

形態の先行性を、集中の形式的先行性とその相対的独自性とに関連させて説かれた点は、たしかに傾聴に値する。しかし、そのことが、前期的なものと本来的近代的なものとのたんなる連続的把握におわるのであれば、納得することができない。大塚氏の他の多くの著作からわれわれが学ぶことは、これら商業資本の前期性であり、さらには、産業革命への途を歩む資本と、これら前期的資本との弁別であった。そうした、他方での大塚氏の著作に忠実であろうとするかぎり、その断絶の側面を無視するわけにはいかない。

そうであるとすれば、問題の所在はいよいよはっきりしてくる。形式と内実とをきっぱりと分断し、集積・集中概念を（したがって株式会社を）もっぱら形式的に理解された大塚氏の手法から、問題は生じてきているのである。

大塚氏にあっては、株式会社なる企業形態が、前期的資本の集中形態として「早熟的」に成立しえたことを強く主張された。これに対してわれわれは、特許会社と19世紀株式会社の弁別と、前者における有限責任制（したがってまた株式会社制度）の未成熟を主張することができよう。特許会社における資本の前期性と、これに呼応しての企業形態の未成熟が目されねばならぬ。それを<前期的株式会社>と呼ぶか、<近代株式会社の先駆>と呼ぶべきかは、単なる呼称の問題にすぎない。その歴史的位置づけこそが、吟味されねばならぬのである。⁽¹⁾

(1) なお、「資本論」に次のような指摘がある。

「ある種の生産部門は、すでに資本主義的生産の端初において、未だ個々の個人の手中には見出されない資本の最少限を必要とする。このことは、あるいは、コルベールの時代のフランスにおける如く、また我々の時代に至るまでの多くのドイツ諸邦における如く、かような私人に対する国家の補助金を誘致し、あるいは、ある種の産業部門及び商業部門の経営に対して法的独占権を有する会社——近代的株式会社の先駆（die Vorläufer der modernen Aktiengesellschaft）——の形式を誘致する。」

(I, S. 324, 向坂訳, (二) 303ページ) [傍点は引用者]

四

(1)

以上のような問題点に留意しつつ、本稿冒頭に掲げた二つの系譜の関連を考

えるとすれば、どういうことになるだろうか。株式会社発生史・発達史全体の構成にもかかわる問題である。

- (1) 大塚氏の書物から学びえた問題点を列挙しておくなら、(1)資本の集積・集中概念の形式的・外的理解、(2)前期の資本集中と本来の資本集中との形式的同一視、(3)株式会社の形式的理解と、特許会社から19世紀株式会社への連続的把握、(4)有限責任制についての史料の取扱、の諸点となる。

株式会社を、有限責任制というような外的顕示においてとらえるとき、それは単なる形式であり、無概念的な法技術にすぎぬ。しかしその形態は内実に裏づけられての形態であるから、たんなる形式的技術的改良によって、形態のみが独立に発達しうるものではない。その発展の動因も様態も方向も、すべては内実としての資本によって支えられる。(しばしばハントが誤解しているように) 法学者の良識が独自の、株式会社制度を進展させたとみるのは、誤りである。背後にある経済実態との関係が顧られねばならぬ。外的形態としての有限責任なり株式会社なりは、内実たる資本が、近代的産業資本に転成することによって、はじめて完成への途を歩むことになったのである。そうした内実としての資本の発展は、歴史的に新しい事情の成熟によってのみ可能となる。この新しい事情とは、シャノンが既に示唆しているように、産業革命に求める⁽²⁾はかはない。

東印度会社等の特許会社の発達が、後次するものにとっての一つの範となったことは否定できない。その意味では先駆であり前提である。そしてかかる先駆が成立しうる理由こそ、まさしく大塚氏が指摘せられたような理由によるものといえよう。形式だけが、技術だけが、歴史的に先駆して発展しえたのであった。しかし、かかる先駆の形式は、その真の内容が支えられたときにこそ、はじめて形式としても完成され、理論的にも本来の意義を獲得するものであることが注意されねばならない。真に近代的な形式は、近代的な内容を得ることによってのみ、完成されうるのである。

17世紀の株式会社が、19世紀の株式会社に、直接的連続的に展開していったのではない。特許的独占的前期の株式会社の範囲内では、株式会社はほんらいの姿態を発現することはできなかった。特許会社は、みずからの否定のうちに

しか、株式会社制度を正規の軌道にのせることはできなかったのである。東印度会社という特許会社の系譜の限界内での株式会社の発展には限度があった。有限責任制もまたしかりである。完成への途は、むしろこれと対抗的に発展していった法人格なき会社へと主体をかえて継承され、特許会社の命運は尽きて、衰退してゆくのである。その固有の限界は、深く反省されねばならぬ。

その交代の過程は、本稿冒頭に述べた二つの系譜のあいだでの、たんなる継承ではない。継承でありつつも抗争であり、否定的継承の過程なのであった。特許・独占の前期性を否定し、準則主義を確立することが、有限責任制確立のための前提となっていたことを想起すればよい。そうすることによってのみ、株式会社は、19世紀後半の真に内実のある開花をみせ、その法制上の成果として、一連の会社法を得たのである。

同時に、このプロセスを通じて、株式会社イクオール前期的独占、前期的泡沫性、前期的欺瞞性などの旧式な観念は払拭されて、自由競争の必然的展開としての株式会社として、つまりは自由資本主義の論理の延長上にあるものとして観念されるに至ったのである。19世紀における歴史の屈折と否定的継承の関係をこそ注目すべきであり、特許会社の意義もまた、そうした見地にたつことによってはじめて真に理解されうるであろう。

(2) シャノン、前掲論文の冒頭を参照。そこでは「産業・商業および運輸における18世紀後半の大変化……」とのべられていた。

以上は、17世紀の特許会社と19世紀の株式会社の関係を、むしろ後者の立場から、問うてみたのであった。しかし当の19世紀の株式会社については、未だなにほどのことも述べてはいない。その点を明らかにすることによって、はじめて二つの系譜の連関にも、積極的に答えうるであろう。残された課題である。(1963.7)